

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

相続税

★ 事業承継税制の改正

Q. 事業承継税制が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 事業承継税制とは、平成21年度の税制改正で創設され、毎年のように改正されてきているもので、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の特例制度のことをいいますが、まだまだ使いにくいとのことを受け、**10年間限定とする特例措置**が講じられました。

改正の主な内容は、次のとおりです。

①対象株式

これまでは、総株式の最大3分の2が対象でしたが、**経営者が保有する全株式が対象になりました。**

②納税猶予割合

これまでは、**納税猶予割合が80%**でしたが、これが**100%となり**、使いやすいものになりました。

③雇用維持要件

事業承継後5年間は、平均8割の雇用確保しなければならないとする要件は、認定支援機関の指導助言を条件に実質撤廃となりました。

④承継パターンの拡大

先代経営者(父)から後継者のみの承継(1対1)から複数人から1人、1人から最大3人までの承継がみとめられるようになりました。

中小企業庁 中小企業経営承継円滑化法

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217syoukei270101.pdf>

法人税

★ 販管費の債務確定基準

Q. 販管費のうち損金に算入できるのは、債務の確定しているものに限られているそうですが、債務の確定基準はどうなっているのですか？

A. 法人税では、各事業年度の所得の金額の計算上、その事業年度の損金の額に算入され

る金額は、別段の定めのあるものを除き、①売上原価等の額、②販売費、一般管理費その他の費用の額、③損失の額とされています。

そして、②の販売費、一般管理費その他の費用については、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用のうち、償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務が確定しているものに限るとしています。

ここにいう償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次の要件の全てに該当するものをいいます。

- ①その事業年度終了の日までにその費用に係る債務が成立していること
- ②その事業年度終了の日までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- ③その事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること

企業会計上、将来の損失が見込まれる費用は債務が確定しているとは言えませんので会計処理で費用処理しても税法上の損金になりませんので申告調整が必要になってきます。

★ 申告手続きの電子化が推進

Q. 平成30年度の税制改正では、申告手続きの電子化が推進されているそうですが、どのようなようになるのですか？

A. 平成30年の税制改正では、申告手続きの電子化が推進され、次のようになります。

①e-Taxによる申告書の提出

大法人(事業年度開始時の資本金の額が1億円超の会社等)は、法人税や地方税、消費税等の確定申告書、中間申告書、修正申告書をe-Taxにより提出することが義務付けられました。紙での申告は、電気通信回線の故障、災害その他の理由によって電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に限り、これら以外の理由で電子申告がされないときは無申告として取り扱われます。

②添付書類のPDF送信

申告書に添付する書類をスキャナ等により作成したイメージデータ(PDF)により送信する場合は一定の解像度があれば、税務署長による提示等を求められなくなります。

③代表者及び経理責任者の自署押印制度

法人税や地方税、消費税の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止されます。

④代表者の委任を受けた者の電子署名

電子申告の際、法人の代表者から委任を受けた役員又は職員が電子署名すれば、代表者の電子署名が不要になります。

★ 賃上げ・生産性向上税制

Q. 賃上げ・生産性向上税制が導入されるそうですが、どのような制度なのでしょうか？

A. 賃上げ・生産性向上税制とは、所得拡大促進税制を改組して、平成30年の税制改正で導入されることとなったものです。

主な内容は、次のとおりです。

①中小企業者等以外

次の要件を満たす場合は、給与等支給増加額の15%の税額控除ができ、さらに、教育訓練費の額が前期及び前々期の年平均額より20%増えると、税額控除率が上乘せされ、給与等支給増加額の20%(当期税額の20%が上限)の税額控除が認められます。

イ. 平均給与等支給額が前年度比3%以上であること

ロ. 国内設備投資額が当期の減価償却費の90%以上であること

②中小企業者等

中小企業者には、要件の緩和と税額控除の率が優遇されています。具体的には、(ロ)の設備投資要件がなく、(イ)の前年度比が1.5%以上であれば、給与等支給増加額の15%の税額控除ができ、さらに、平均給与等支給額が前年度比2.5%以上で教育訓練費の増加割合が前年度比10%以上又は経営力向上計画の認定とその証明があれば給与等支給増加額の25%(当期税額の20%が限度)の税額控除が認められます。

この場合、新設法人の設立事業年度については比較年度がないので、適用ができません。

消費 税

★ 消費税の軽減税率

Q. 延期になっていた消費税の改正ですが、どのような制度でしたか？

A. 消費税は、平成31年10月1日に税率が8%から10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度が実施されることになっています。

①軽減税率制度の概要

現行…消費税率6.3%、地方消費税率1.7%、合計8%

改正標準税率…消費税率7.8%、地方消費税率2.2%、合計10%

改正軽減税率…消費税率6.24%、地方消費税率1.76%、合計8%

軽減税率の税率は現行と同じですが、内容が変わりますので、注意が必要です。

②軽減税率の対象となる品目

飲食料品

食品表示法に規定する食品(酒類を除き一定の一体資産(注)を含みます)が対象になり、外食やケータリング等は軽減税率の対象になりません。

(注)おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産が一体となっているものを行い、税抜価額が1万円以下で、食品の価額の占める割合が2/3以上のものは、軽減税率の対象となります。

新聞

政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行するもの(定期購読契約のもの)が対象になります。